

4. 新市建設計画

今後の地域づくりのために、広く住民の意見が反映できるように、平成15年2月から3月にかけて、各市町から推薦された各種団体の代表者による「地域づくりワークショップ」や全世帯を対象とした「住民アンケート」を実施しました。

これらの意見を重視し、新市建設計画の策定に努めました。

(1) 住民アンケート結果

(報告書一部抜粋)

■回収結果

市 町	配布数	回収数	回収率
鹿本地域計	20,293	6,661	33%
山 鹿	12,200	1,849	15%
鹿 北	1,558	1,017	65%
菊 鹿	2,218	1,559	70%
鹿 本	2,790	1,239	44%
鹿 央	1,527	1,022	67%

■どの構想事業に期待しますか？

	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
1. 国際元気人育成構想	24	69	141	137	310	681
2. エコタウン構想	38	163	414	607	1,285	2,507
3. 循環バス(まほろばバス)構想	50	148	418	553	1,517	2,686
4. 情報ハイウェイ(まほろばネット)構想	50	162	337	408	657	1,614
5. 福岡ターゲット構想	23	70	248	357	530	1,228
計	185	612	1,558	2,062	4,299	8,716

■鹿本地域1市4町の合併による新市のまちづくりについて

①新市に期待することは？(複数回答)

	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
1. 質の高い施設整備や大規模な事業	39	145	379	520	1,212	2,295
2. 道路網整備、環境対策などの広域的取り組み	44	123	337	479	1,138	2,121
3. 窓口サービスの向上	17	86	196	310	864	1,473
4. スポーツ文化施設の相互利用	29	78	157	147	266	677
5. 公共料金、税金などの住民負担の軽減	93	329	829	1,160	2,456	4,867
6. 福祉や教育など行政サービスの向上	72	260	550	693	1,660	3,235
7. 財政運営の効率化	42	173	500	831	1,328	2,874
8. その他	1	9	27	50	49	136
計	337	1,203	2,975	4,190	8,973	17,678

②新市がどのような町になればいいと思いますか？(5項目以内)

◆人・はぐくむ(人づくりに関すること)

	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
1. 保育園幼稚園の充実、育児環境に連したまち	82	174	220	269	610	1,355
2. 学校教育の充実したまち	55	241	410	516	1,435	2,657
3. 地域で子どもたちの活動が活発なまち	18	54	117	148	379	716
4. 地域のまちづくり活動が盛んなまち	27	87	373	674	1,321	2,482
5. 文化、スポーツ、余暇活動が盛んなまち	18	60	169	213	481	941
6. 国際交流が盛んなまち	16	38	63	86	150	353
計	216	654	1,352	1,906	4,376	8,504

【主な具体的意見】 ●保育料の引き下げ、低料金化 ●通学バスの実施
●地域住民主体のイベントやスポーツの開催 ●公共施設での資格取得のための生涯学習講座の実施 ●交換留学の奨励

◆暮らし・みのある(暮らしづくりに関すること)

	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
7. 医療体制が充実、健康づくり対策が整ったまち	53	193	381	567	1,600	2,794
8. 医療福祉制度が充実したまち	54	187	513	784	2,019	3,557
9. 防災防犯対策が充実し、安全なまち	25	94	233	338	750	1,440
10. 交通の利便性が高いまち	31	88	232	290	730	1,371
11. 住環境が整備されたまち	29	71	138	200	366	804
12. 快適な都市構造が形成されたまち	12	29	133	77	129	380
13. 文化財伝統芸術文化を保存、継承されるまち	15	50	106	144	304	619
14. 環境問題に積極的に取り組むまち	34	99	278	388	855	1,654
15. 情報サービス環境が整備されたまち	19	46	87	105	198	455
16. 山林や河川など自然を守り共生したまち	34	106	392	575	963	2,070
計	306	963	2,493	3,468	7,914	15,144

【主な具体的意見】 ●夜間救急医療センターの設立、救急医療体制の充実
●訪問、在宅医療の充実 ●避難場所の徹底指導、連絡体制の強化、子供110番の箇所増加 ●公共交通機関の整備 ●リサイクル品回収コーナーの設置 ●自然を残しながら有効活用。自然との共生

◆産業・ひらく(産業づくりに関すること)

	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
17. 豊かな産品に恵まれたまち	24	89	275	451	918	1,757
18. 多くの観光客が訪れ、活気に溢れたまち	25	94	208	278	557	1,162
19. 雇用の場に恵まれたまち	42	194	533	701	875	2,345
計	91	377	1,016	1,430	2,350	5,264

【主な具体的意見】 ●地域でとれた産物を地域で消費(地産地消) ●リピーターを増やすような特色あるまちづくり、にぎわいづくり ●地元での雇用の場の確保、雇用(高齢者を含む)の促進

(2) 新市建設計画概要

まほろば創生 ～今、はばたく。光あふれ、人輝く未来へ～

※「まほろば」とは「すばらしいところ」という意味です。日本最古の歴史書「古事記」の中で、倭建命（やまとたけるのみこと）が歌った「大和は国のまほろば」という一節からとりました。

「創生」という言葉は、これからの鹿本地区に新たな魅力と力強さを作り出していこうという決意を表しています。

新しいまちづくりの基本方針

新市の将来像

本地域は、山間部の清らかな溪谷と森林、平野部の美しい田園風景、浪漫あふれる古墳群や古代山城跡、江戸時代の街道、良質の湯、菊池川とその支流の水の恵み等豊かな自然や多くの歴史的資源に恵まれています。

この豊かな自然と歴史的資源を生かしたいとの思いから、新市の将来像を「だれもが住みやすく、美しく、すばらしいまち」づくり、すなわち「まほろば創生」という言葉で表現しました。

さらに、「今、はばたく。光あふれ、人輝く未来へ」というサブキャッチフレーズに、「まほろば」である新市の持つ輝かしい未来と、そこでいきいきと暮らす人々の姿を描いています。

まちづくりの基本方針 ～3つのテーマと10の主要施策～

新しいまちづくりの目標のもとに、本地域の将来像を実現するために、まちづくりの基本である「人」づくり、そして、人がいきいきと生きるための快適で充実した「暮らし」づくり、さらに、地域が力強く発展していくための「産業」づくりという3つの基本方針と10の主要施策を設定します。



まちづくりの3つのテーマ

「人・はぐくむ」 いきいきと、きらめいて ～人材の育成に向けて～

新市づくりの基本は、人づくりです。

新しい時代にふさわしい魅力あるまちづくりを目指し、家庭・学校・地域社会が一体となって、活力ある人づくりを推進します。次世代を担う子どもたちの健全な心身と学力の育成に努め、国際社会に通用する人材の育成を図ります。

「暮らし・みのる」 24時間安心 ～生活基盤の整備に向けて～

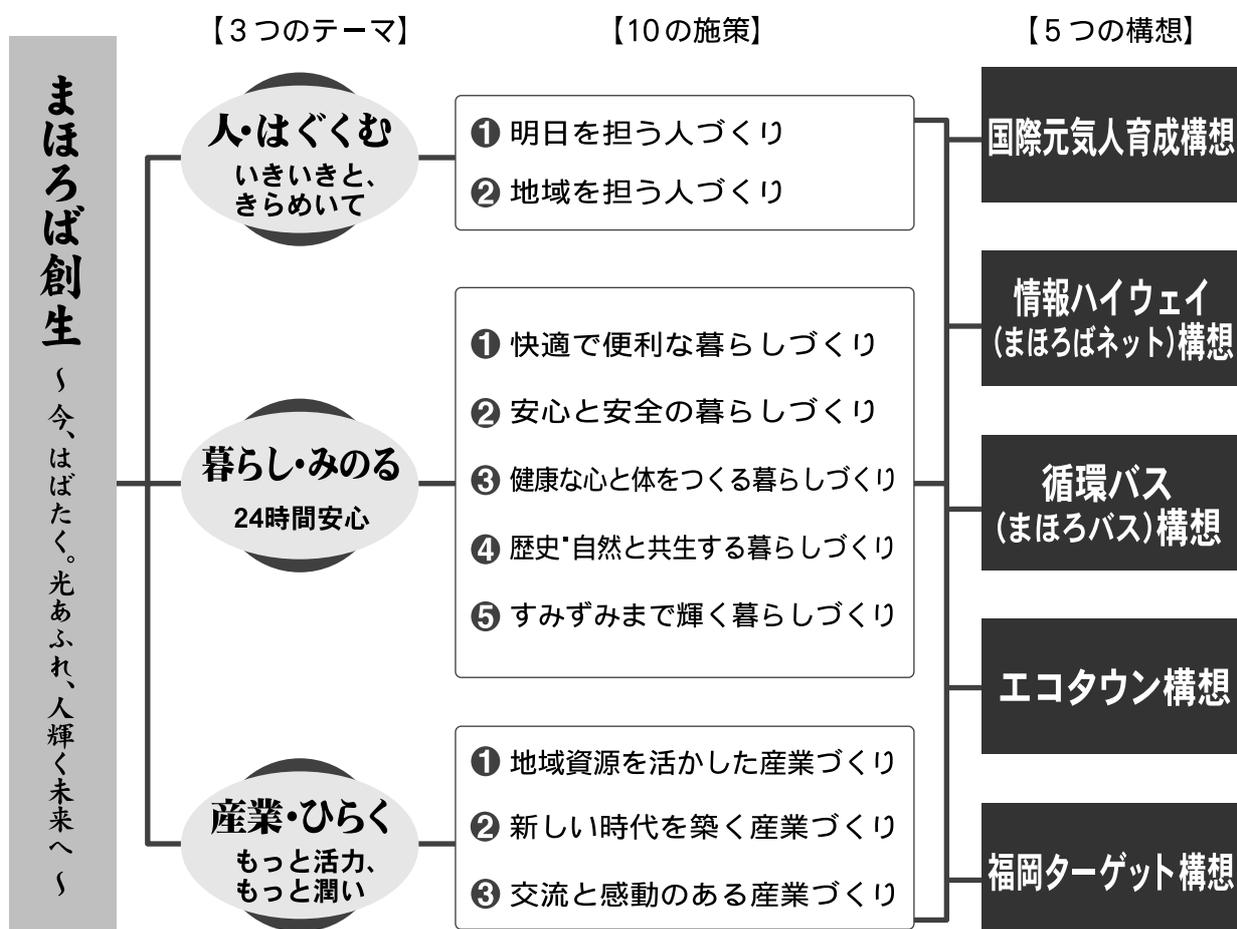
道路や上下水道などの生活基盤の整備を進めるとともに、地域情報化や新エネルギーの導入など、先進的な取り組みを進めます。

また、高齢者や障害者の方も安心して暮らせる環境づくりを進めます。

「産業・ひらく」 もっと活力、もっと潤い ～産業の活性化に向けて～

豊かな暮らしを支え、活力ある地域をつくるために、基幹産業である農業をはじめ、林業、商工業など既存産業がより発展し、地域の活力が増大するよう産業の振興を図ります。また、企業誘致や起業化支援を推進します。

■新市の主要施策体系図



新市の施策

人・はぐくむ いきいきと、きらめいて**【1】 明日を担う人づくり**

～たくましい子どもたちを安心して育てたい～

子どもたちの健やかな成長は、明日の地域社会の活力です。自ら考え判断し、行動することができる「生きる力」を持った子どもたちを育成するために、教育課程の充実を図るとともに、学校、家庭、地域社会が一体となった取り組みを推進します。

また、ますます国際化が進む中、国際的な視野を持った人材を育成するために、語学教育の充実に加え、外国の文化や習慣への理解を深めるための国際交流を推進します。

さらに、少子化対策の一つとして、安心して子どもを産み、育てることのできる環境を整え、子育て支援体制の充実を図ります。

①子ども輝く学園づくり

- ・教育ビジョンの策定
- ・学校教育施設等の整備
- ・教育内容向上のための学習環境の充実
- ・教育指導体制の充実
- ・就学指導・就学支援体制の充実
- ・学校給食施設の整備
- ・就学前教育の充実

②豊かな心を育てる家庭・地域づくり

- ・家庭教育の推進
- ・青少年団体の育成
- ・地域教育環境の充実
- ・国際交流活動の推進（国際元気人育成構想）

③総合的子育て支援

- ・子育てサポート体制の整備（特別保育事業や学童保育の推進）
- ・地域子育て支援センター事業
- ・家庭児童相談
- ・子育て家庭への支援事業
- ・ファミリーサポートセンター事業
- ・児童虐待防止ネットワーク事業

【2】 地域を担う人づくり

～一人ひとりの充実、地域の充実～

子どもから大人まで、住民それぞれが生きがいを感じながら元気に暮らすことができる社会の実現を目指します。ボランティアや生涯学習、まちづくりなどの活動を通して生きがいを創造し、いきいきと暮らす「元気人」を育成します。

同時に、地域を活性化したいという意欲あるリーダーやこれからの産業を支える人材の育成を推進します。

①社会教育・生涯学習の推進

- ・社会教育施設等の整備
- ・社会教育団体の育成
- ・各種講座や講演会の開催
- ・ボランティア活動の推進

②生涯スポーツ活動の推進

- ・スポーツ施設等の整備
- ・スポーツ指導体制の充実
- ・スポーツ団体、サークルの育成
- ・総合型地域スポーツクラブの育成
- ・スポーツ事業の開催（市民体育祭の開催等）
- ・健康づくり事業との連携

③人権教育・啓発の充実

- ・人権教育の推進
- ・男女共同参画推進体制の整備

④地域福祉づくりの充実

- ・地域福祉への住民参画の推進
- ・地域の自主活動の推進
- ・地域活動の人材育成支援
- ・社会的弱者等への相談・指導、援護体制の充実

⑤文化芸術活動の推進

- ・文化施設等の整備
- ・文化団体・サークルの育成
- ・文化・芸術事業の開催

⑥地域コミュニティ活動の推進

- ・地域協働組織の育成
- ・自治公民館活動の活性化
- ・地域コミュニティ施設の整備
- ・地域リーダーの育成

暮らし・みのも

24時間安心

【1】 快適で便利な暮らしづくり

～道路から情報化まで、「暮らしの基盤」整備～

より利便性の高い道路・交通網の整備や上下水道をはじめとする住環境の整備、情報通信体系の整備など、生活基盤を整備し充実させることは快適な生活に欠かせない基本的な条件です。居住地域による不公平感が生じないよう十分配慮し、すべての住民が安全・安心して快適に暮らせるように、ユニバーサルデザインを取り入れた全ての人に優しいまちづくりを目指します。

①道路・都市基盤・河川などの整備

- ・道路マスタープランの策定
- ・道路整備事業及び交差点整備事業
- ・国県道整備の早期実現
- ・河川改良事業（親水護岸の整備等）
- ・都市計画基礎調査と都市計画マスタープラン策定
- ・やさしいまちづくり建築物整備促進事業
- ・景観に配慮したまちなみ整備事業
- ・公園整備事業

②住宅などの整備

- ・住宅マスタープランの策定
- ・公営住宅建設事業
- ・住宅ストック総合活用計画の策定・既存住宅改修事業
- ・空き家情報システムの構築

③上下水道などの整備

- ・上水道の整備促進
- ・公共下水道事業、農業集落排水事業

- ・合併処理浄化槽の整備

④公共交通機関の充実

- ・地方バス運行等特別対策事業
- ・循環バスなどの運行（まほろバス構想）

⑤地理情報基盤の整備

- ・地籍調査事業
- ・地籍統合システムの整備事業
- ・基準点の設置及び保護

⑥情報通信基盤の充実

- ・生活関連の情報ネットワークの構築（ケーブルテレビ整備事業）
- ・インターネットによる行政サービスの充実

【2】 安心と安全の暮らしづくり

～協働が築く24時間安心の地域社会～

高齢者や障害者の自立と社会参加を支援するとともに、できるだけ住み慣れた地域で暮らすことができるよう住民と行政、専門機関との協働を進めます。

同時に、消防・防災、防犯などについても、その体制の強化を図り、24時間安心できる地域社会の実現を目指します。

①高齢者福祉の推進

- ・介護予防のための支援
- ・生きがいと健康づくりの推進

②介護保険事業の円滑な運営

- ・介護保険事業計画の策定
- ・情報提供体制等の整備
- ・苦情及び相談等への対応
- ・サービスの質の向上
- ・組織体制の整備
- ・関係機関、サービス事業等との連携

③障害者福祉の推進

- ・在宅支援体制の充実
- ・施設サービスの充実
- ・社会的自立と社会参加体制の整備
- ・生活環境の整備

④衛生的なまちづくりの推進

- ・衛生的で安全なまちづくりの推進
- ・公害防止活動の充実
- ・防疫活動の推進
- ・犬登録関係事業
- ・墓地整備事業

⑤消防・防災体制の充実

- ・自主防災組織結成の促進
- ・地域ネットワーク強化による防災体制の確立
- ・消防団施設等の整備及び装備の充実

⑥交通安全対策の推進

- ・交通安全施設の整備
- ・交通安全意識の啓発活動

⑦防犯体制の充実

- ・防犯施設の整備促進
- ・防犯意識の啓発

【3】 健康な心と体をつくる暮らしづくり

～予防と健診で、健康の里を～

健康は万人共通の願いです。健康でいるためには、まず住民一人ひとりが日常生活の中で「栄養・運動・休養」を柱にした健康的な生活習慣を確立し、病気を予防することが重要です。保健・医療の現場から常に最新の情報を発信し、住民自身の主体的な健康管理・増進を啓発します。

また、救急医療を含めた地域医療の設備・機能や環境を整備し、医療・福祉サービスの広域的共有と充実を図り、健康管理システムの構築を推進します。



①生涯を通じた（子どもから高齢者まで）健康づくりの推進

- ・健康診査、健康相談体制の充実
- ・（生涯を通じた）予防活動の充実
- ・スポーツ、健康増進活動の推進
- ・心の健康づくりの推進

②地域医療体制の充実

- ・救急医療体制の充実
- ・保健・福祉・医療の情報ネットワークの構築
- ・医療機関の施設整備と連携強化

③保健・福祉サービスの充実

- ・乳幼児医療の充実
- ・情報提供サービスの充実
- ・保健・福祉の健康相談窓口の充実
- ・保健センター建設事業

④国民健康保険事業の推進

- ・国民健康保険事業

【4】 歴史・自然と共生する暮らしづくり

～歴史景観と自然景観、受け継がれ、受け継いでいくものを大切に～

菊池川の流域には、全国一の数を誇る装飾古墳や古代の山城跡である鞠智城跡のほか、明治時代の芝居小屋「八千代座」など、貴重な歴史的遺産が数多く残されています。これらを保存・整備し、文化遺産として後世に継承することは、地域の価値を再認識し、豊かな心を育むことにつながります。

また、菊池川をはじめ豊かな河川が流れる本地域ならではの川と水をテーマにした環境保全活動、森林整備事業など、素晴らしい自然環境を活かした景観整備を行うとともに、この素晴らしい自然環境を後世に残すために、クリーンエネルギーの導入や資源ごみのリサイクルを推進し、「エコタウン」実現を目指します。

①文化遺産の保存と活用

- ・文化財愛護意識の普及
- ・文化財の保存・整備の推進
- ・歴史公園の整備
- ・文化財調査体制の充実

②住民と一体となった河川環境保全

- ・河川環境保全の啓発
- ・水質保全活動の充実

③安らぎの森づくり

- ・市民の森公園整備

④循環型社会の構築

- ・環境基本計画の策定
- ・環境管理システムの導入
- ・新エネルギー導入の促進
- ・環境保全・啓発活動の充実
- ・ごみ減量化、資源化事業の推進
- ・不法投棄対策の強化
- ・広域ごみ処理事業

【5】 すみずみまで輝く暮らしづくり

～自分たちの住むところだから自分たちの手で「自治」の地域を～

すべての地域がすみずみまで輝く地域づくりを行うためには、それぞれの地域において住民自らが主体となって地域づくりを進めていくことが大切です。

「ここに住んでよかった」と幸せを感じることでできる地域社会を築いていくために、行政は住民との協働をより一層進めるとともに、住民自らが行う地域づくり活動や自治活動への支援を進めていきます。

①地域協働組織の育成

- ・育成・運営に関する支援
- ・計画立案に対する人的支援

②地域審議会の設置

- ・運営に関する支援
- ・意見を反映する仕組みの確立

③住民活動に対する財政支援

- ・地域づくり総合補助金（仮称）の創設
- ・地域振興基金の設置

④行政による積極的な支援

- ・支所への地域振興担当課の設置
- ・総合計画・地域別計画の策定
- ・新庁舎等の建設・整備

⑤住民との協働の確立

- ・まちづくり基本条例の策定
- ・情報公開制度・広報公聴事業の積極的な対応
- ・政策評価制度の導入
- ・企画力向上を含む職員研修の実施

※ 地域審議会とは、市長の諮問に応じて意見を述べる「審議会」としての性格と、地域づくりや地域運営を担う「自治組織」的な性格を併せ持つ組織です。メンバーは公共的団体等に所属する人や学識経験者、公募による参加者といった地域住民の方々となります。

地域協働組織（区長会・婦人会・老人会など地域のさまざまな団体等を横断的に組織したもの）や議員などと連携を図りながら、よりよい地域づくりを目指して活動をします。

【1】 地域資源を生かした産業づくり

～地域の産業をさらに活性化～

本地域の基幹産業である農林業をはじめ、商工業、観光、サービス業など、既存産業をあらゆる観点から見直し、各業種における担い手の育成と確保や起業化の支援を努め、地域活性化のために、より地域の特性に合った産業の振興を図ります。

① 農業の振興

- ・ 高品質・低コスト農業の推進
- ・ 消費者ニーズを捉えた特産品開発の推進
- ・ 地産地消の推進
- ・ 環境保全型農業の推進
- ・ 物産館の整備（福岡ターゲット構想）
- ・ アンテナショップの開設
- ・ 土地基盤整備の促進（土地改良事業等）

② 農業の担い手及び生産組織の育成・支援

- ・ 農地の利用集積、流動化の推進
- ・ 認定農業者、担い手農家の支援
- ・ 農業後継者の育成支援
- ・ 農業生産組織の育成支援

③ 林業の振興

- ・ 木材需要拡大の推進
- ・ 林業生産基盤の整備促進
- ・ 森林の適正な管理と保全の推進
- ・ 林道の整備

④ 商工業の振興

- ・ 融資制度など支援策の充実
- ・ 中心市街地・既存商店街の活性化
- ・ 後継者育成のための研修制度の充実
- ・ 消費者行政や雇用対策の相談体制の充実

【2】 新しい時代を築く産業づくり

～地域を活性化する企業誘致と起業化支援～

若い世代の定住を促進し、地域の活性化を図るために、企業誘致による就労の場の提供や、産業構造の変化を見極めた地域の発展に寄与する起業化への支援を推進し、魅力あるまちづくりを進めます。

① 企業誘致の推進

- ・ 企業誘致活動の積極的展開（福岡事務所の活用）
- ・ 工業団地の整備
- ・ 誘致企業支援策の充実

② 起業化支援と起業人材育成

- ・ 起業化支援制度の充実
- ・ 起業化育成、啓発活動の推進
- ・ SOHOの推進と支援



【3】 交流と感動のある産業づくり

～農業や文化活動との連携で交流・滞在型観光の推進～

今、都市生活者が緑豊かな農村地帯を訪れ、その文化や伝統を楽しみながら地域住民と交流・滞在する、グリーンツーリズムが求められています。観光や農業の活性化の面から、本地域の豊かな自然や歴史・文化的資産を有効に活用して、地域ごとにその特色を活かしたグリーンツーリズムを推進します。

また、本地域の特色である温泉などの観光資源を有効活用した個性ある観光地づくりを目指すとともに、全国に向けた観光情報を提供して地域の活性化に努めます。

①グリーンツーリズムの推進

- ・地域活性化のための拠点整備
- ・「スローフード」の展開

②体験ツアーの実施

- ・おいしさ体験ツアーの実施
- ・農産物収穫体験ツアーの実施
- ・伝統工芸品等製作体験ツアーの実施

③地域資源を生かした観光振興

- ・観光宣伝・情報発信の充実
- ・総合情報発信基地の整備（福岡ターゲット構想）
- ・観光施設等の整備
- ・まつり・イベントの振興

5つの構想

新市を特徴づける構想事業

① 国際元気人育成構想／世界に開かれた地域へ／

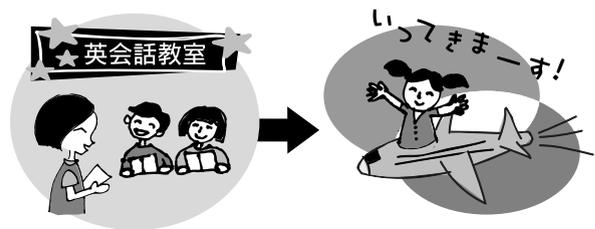
【目的】

青少年から社会人まで幅広く国際交流を推進することで、広い視野を持って異文化を理解し、外国人とのコミュニケーション能力を身に付けることにより、国際社会に通用する知識と技術を持った人材を育成します。

【事業内容】

1 人材の育成

- 英会話学習の機会を増やすことで、幼児から小中学生まで英語力の強化を図るとともに、小中学生の海外派遣事業を推進します。
- 民間レベルでの積極的な国際交流事業に対して、必要な支援を行い、地域の国際交流化を促進します。



2 地域国際化の推進

- ホームステイのホストファミリー・通訳者の登録制度の確立など、受け入れ体制を整備します。
- 物産フェア、音楽イベントなどの実施により、国際交流と相互理解を促進します。
- 生涯学習などによる外国語講座の充実を行い、外国への理解促進を図ります。

3 国際貢献の推進

- 国際ボランティアや国際協力を実施するNPO、NGOなどへの行政支援を実施し、多くの市民が国際貢献活動へ参加できる体制づくりを推進します。

4 友好・姉妹都市の提携

- 新市にふさわしい友好・姉妹都市提携を行い、相互の文化、風土への理解を促進します。

② 情報ハイウェイ（まほろばネット）構想／いつでも、だれにでも、情報の届く地域へ／

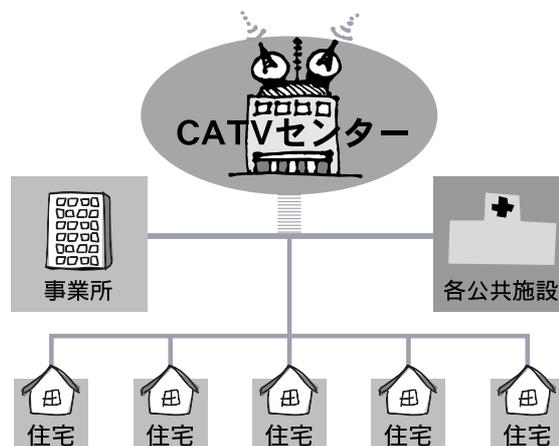
【目的】

新市において、地域に密着した映像情報を提供するケーブルテレビ（CATV）を整備し、行政情報、緊急情報、福祉情報、地域の生活に必要な不可欠な文化・教養放送など多彩な情報の提供や発信を通じて、全ての住民に対して、均衡ある快適な情報化社会の実現を図ります。

【事業内容】

光ファイバーケーブルによる情報通信幹線網を整備します。

〔ケーブルテレビ(CATV)情報発信センター施設、サテライト施設、音声告知端末、IP電話機、IP通信端末(ケーブルモデム)等〕



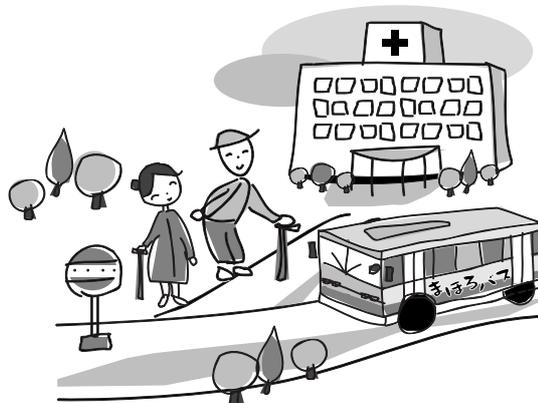
③ 循環バス（まほろバス）構想／だれにとっても便利なバスを持つ地域へ／

【目的】

広域となる新市において、高齢者の買い物・通院や高校生の通学など全ての住民が、便利で快適に利用できる循環バスなどの公共交通機関を新市独自のものとして整備し、日常生活の利便性向上や地域交流の活性化を図ります。

【事業内容】

- 既存路線バスとの連携を図り、バスが走っていない地域を補完する路線として整備します。



- 週数回の運行日を定めたり、利用者に便利な時間帯でのダイヤを設定するなど、集中して運行することで、利便性と費用対効果を狙った運行体系とします。
- 住民の健康増進や疾病予防の観点から、市立病院をはじめとした医療機関や健康センターなどの医療福祉施設への交通手段として役立つ「福祉バス」の要素をもった運行をします。
- 本庁と総合支所を結ぶ路線については、主要公共施設を含めた路線として、新庁舎建設後に検討します。
- 車両はユニバーサルデザインの観点から、低床化を推奨します。また、乗車予想人数や道路状況さらに経費等の面を考慮し、マイクロバスなどにより小型化を図ります。
- バス停は、「地元に着したバス」として親しまれ、利用しやすいように、短い間隔で設置します。
- 「だれもが気軽に利用しやすいバス」を基本に、複雑な料金体系とせず、一律の安価で分かりやすい運賃を設定します。

④ エコタウン構想／自然と共生する循環型の地域へ／

【目的】

地球温暖化現象をはじめ、廃棄物対策などが社会問題になっている現代社会において、これら諸問題を解決するためには、住民一人ひとりの環境へ配慮した取り組みが必要です。

このため、環境保全のための各種施策を充実させるとともに、地域資源を活用した循環型社会のシステムを構築して、自然と共存した潤いのあるまちづくりを推進します。

【事業内容】

1 新エネルギーの導入促進

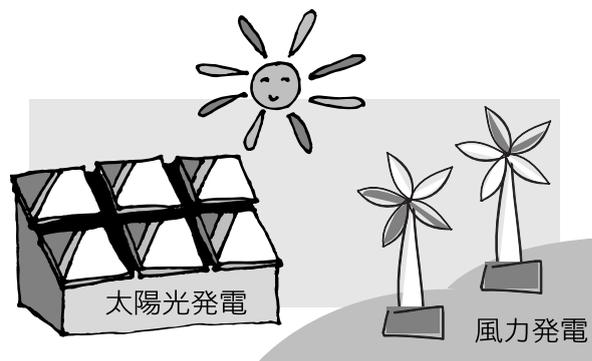
- 太陽光発電、風力発電、マイクロ水力発電など公共施設における地球にやさしい発電システムの導入を図ります。
- 中小企業における新エネルギー施設の導入、住宅用太陽光発電施設・住宅用太陽光温水器等の設置など民間における新エネルギーの導入を促進します。

2 廃棄物対策の推進

- ごみ分別の徹底による資源ごみリサイクル活動の促進により、ごみ減量化、廃棄物の再資源化を図ります。
- 行政と住民が協働でごみ不法投棄監視活動を推進します。

3 水環境の保全

- 下水道施設や農業集落排水施設の整備、合併処理浄化層の設置を進めます。
- 雨水利用施設の整備を推進し、水資源の有効活用を図ります。
- 住民と一体となった植林や森林整備の推進により、地域としての水源かん養機能を充実さ



せます。

○ 河川や地下水の水質調査を実施し、安全・快適な水環境の保全に努めるとともに、住民意識の啓発に努めます。

4 バイオマスを活かした循環型農業の推進

○ バイオマス利活用施設を整備し、有機肥料を活用した環境保全型農業への取り組みを支援・促進します。

○ エコ・ツーリズム支援事業、自然環境体験習得施設の整備などを通して、農業と交流産業の融合を図ります。

⑤ 福岡ターゲット構想／立地を活かしたマーケティング力のある地域へ／

【目的】

新市は、縦横に走る国道3号、325号及び県道玉名山鹿線などの幹線道路を擁し、福岡県と隣接する位置にあります。この立地条件を活かし、福岡市場を足掛かりとし、各産業の安定した生産性を図り販路拡大や情報発信を増大することで、活力ある新市の形成を目指します。

【事業内容】

○ 福岡事務所を開設し、新市のPR、物産展、市場調査を進めます。また、新産業の発掘と企業誘致を推進します。

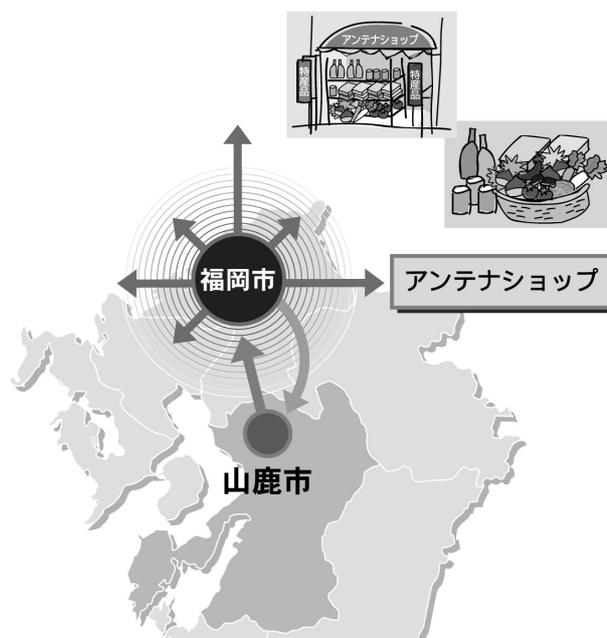
○ 新市の製品の販売や販路拡大に努めるため、アンテナショップを開設します。

○ 物産館や情報発信基地を新市南側の玄関口に新設するとともに、民間施設や既存の物産館との連携を図り、観光や地域産物、宿泊施設などの情報提供を行っていきます。

○ 地域資源を活かしたグリーンツーリズムを展開する一方、新市ブランド商品の開発に努めます。

○ 歴史、文化、温泉を活かした体験型の観光振興を図ります。

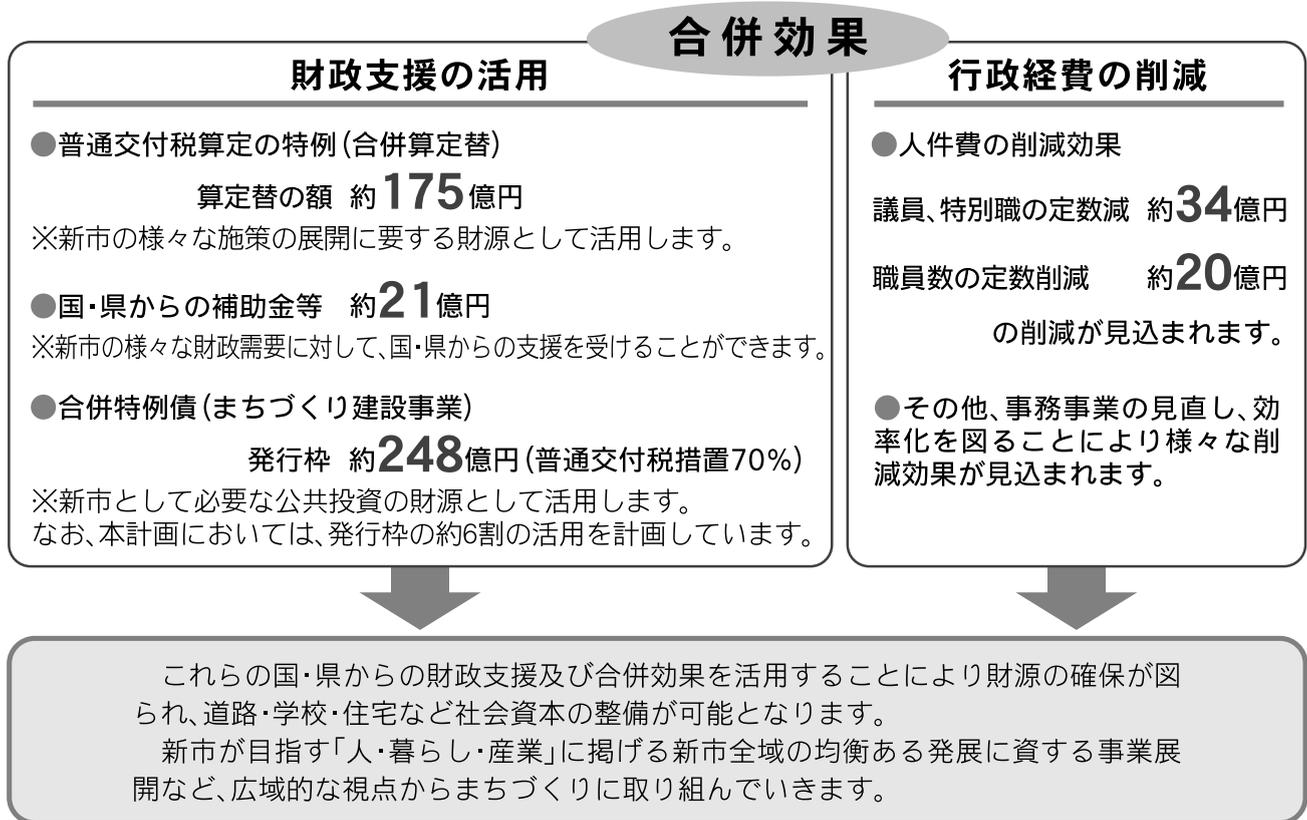
○ 観光客案内人制度や道路案内板設置、観光マップ作成など観光客受け入れ体制を整備します。



(3) 新市財政計画等

10年間の合併効果と財政計画

合併による国・県の財政支援措置を活用しつつ、住民が主体となって行う地域づくりを将来にわたって持続可能なものとすべく、一層確固たる行財政基盤づくりに努めます。



■新市(H17～)の歳入・歳出計画(普通会計)

【歳入】

(単位:百万円)

区 分	H17	H21	H26	備 考
地 方 税	4,224	4,163	4,145	市民税、固定資産税等
地方交付税	11,818	11,182	10,663	普通・特別交付税
国庫支出金	3,029	2,776	2,366	国からの補助金
県支出金	1,608	1,339	1,350	県からの補助金
地 方 債	2,935	1,910	1,334	合併特例債等の借入金
そ の 他	2,465	3,001	2,413	使用料・負担金等
歳入合計	26,079	24,371	22,271	

【歳出】

(単位:百万円)

区 分	H17	H21	H26	備 考
人 件 費	5,335	5,611	4,577	議員・職員の給料等
扶 助 費	2,582	2,537	2,497	児童福祉等に要する経費
公 債 費	3,894	3,978	3,748	借入金の返済
補助費等	2,893	2,638	2,546	補助金・負担金等
投資的経費	5,539	3,816	3,009	道路・学校・住宅等の建設費
そ の 他	5,836	5,791	5,894	維持管理等の経常的経費
歳出合計	26,079	24,371	22,271	

事業名		記号	法定協設置	合併議決	合併1年後	3年後	5年後	10年後	15年後
合併準備	合併準備補助金	①	2,500万円(1回)		(1市町あたり500万円補助)				
	合併準備・移行経費に係る特別交付税措置	②	各市町へ措置		(準備・移行経費の1/2を特別交付税措置)				
	熊本県市町村合併特別交付金	③	8億円		(法定協設置後及び合併成立年度を含む5ヵ年以内)				
合併特例債	合併市町村補助金	④	5.1億円		(合併成立年度より3ヶ年度)				
	まちづくり建設事業	⑤	まちづくり建設事業 約261億円 (充当率概ね95% 発行枠約248億円) (普通交付税措置70%)		(合併成立年度及び10年度)				
	基金造成(合併市町村振興基金)	⑥	積立枠約30.9億円 (発行枠約29.4億円) (普通交付税措置70%)		(合併成立年度及び10年度)				
	合併直後の臨時的経費に係る財政支援(普通交付税措置)	⑦	約7.0億円		(合併直後5年度間)				
	包括的特別交付税措置	⑧	約7.6億円		(合併(又は翌)年度から3ヶ年)				
	普通交付税算定の特例(合併算定替)	⑨	旧5市町の普通交付税		<p>合併後15年間で合併市町村に措置される額 約210(246)億円 約16.8(19.7)億円×12.5年</p> <p>※11年目以降は段階的に縮減</p>				
	※平成14年度の交付税制度及び基礎数値にて算定 ※()内は臨財債と併せて算定する場合		約16.8(19.7)億円/年		合併市町村で標準的な行政を行うために必要な普通交付税額				
	過疎法(過疎債)の合併特例	⑩	3町合計10億円(H14許可)		新市における過疎債適用は未定 旧過疎地域においては従来同様 H22.4月以降の取扱いは未定				

※ 合併算定替による表示額は、合併年度から15年間の措置額累計とし、平成15年度以降の交付税制度改正等による試算額の変動は考慮していない。
 ※ 過疎債以外は、いずれも合併(前提条件)に伴い措置される財政支援措置。
 ※ 平成12年国勢調査人口を基に試算したものである。

